

青の煌めきあおもり国スポ黒石市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）の開催準備業務及び開催期間中（以下「国スポ期間中」という。）に国スポ関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について必要な事項を定める。

2 契約

保険は、青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害保険賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任保険

国スポ期間中に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所及び会場内外に配置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有または管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命・身体・所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 受託物賠償事故

国スポ期間中に市実行委員会が借り受けた、または預かった器具等を保管、または使用中に火災・盗難若しくは取扱上の不注意により損壊させたことにより損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理する救護所等での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命・身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害保険

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会補助員、医師看護師の国スポ従事者が、国スポの開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前条の規定に関わらず、次の各号に掲げる事故については保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾患、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1) 競技会係員は、国スポ期間中に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第 1 号

事故報告書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ黒石市実行委員会会長 様

報告者 _____

事故発生日時		令和 年 月 日（ ） 時 分頃
事故発生場所		
事故発生状況 （できるだけ詳細に）		
負傷者	住 所	
	氏 名 （年齢： 歳 男 ・ 女 ）	
	電 話	
医療機関	住 所	
	名 称 電話	
	担当医師	
傷害内容	傷病名	
	症状・程度など	